

日 薬 業 発 第 345 号

平成 30 年 12 月 19 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

疑義解釈資料の送付について（その 10）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成 30 年度診療報酬改定に関する疑義解釈資料につきましては平成 30 年 11 月 21 日付け日薬業発第 310 号（その 9）にてお知らせしたところです。

「地域支援体制加算」における算定要件である「医薬品に係る医療安全に資する情報の共有体制整備」については平成 31 年 3 月 31 日までの経過措置が設けられておりますが、今般、その取り扱いが示されております。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下の URL から閲覧が可能なほか、本会ホームページにも後日掲載予定であることを申し添えます。

○「平成 30 年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 医療保険 ＞ 平成 30 年度診療報酬改定について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411.html>

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 18 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 10）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）等により、平成 30 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

調剤診療報酬点数表関係

【地域支援体制加算】

問1 「地域支援体制加算の施設基準に係る届出書添付書類」（様式 87 の 3）の「19 プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「あり」とするために、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への事例報告（公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が実施）を行おうとする場合、事前に機構に参加薬局として登録（本登録）する必要があるが、今年度（平成 30 年度）は、登録しようとする薬局数が多く、仮登録から本登録までに数ヶ月を要している。既に参加登録の申請をしたにも関わらず本登録までに時間を要し、平成 30 年 12 月末までに機構に事例報告を行うことが困難な場合、どうすれば良いか。

（答）様式 87 の 3 の添付資料として以下の（1）から（4）が厚生局に提出される場合は、同様式中の「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「あり」として差し支えない。

- （1）薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加登録の申請が平成 30 年 12 月末までに行われたことがわかる資料（機構の薬局ヒヤリ・ハット事例収集システムにおける仮登録完了時に機構から送付される電子メールの写し（「仮登録のお知らせ」の電子メールの写し）等）
- （2）平成 31 年 3 月末までにプレアボイド事例（平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月末までのものに限る。）を機構に報告したことがわかる資料（機構の薬局ヒヤリ・ハット事例収集システムにログイン後のトップメニューにある「事例管理」の検索結果の写し等）
- （3）プレアボイド事例（平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月末までのものに限る。）の取組実績があることを確認できる資料（平成 31 年 3 月末までに機構に報告したプレアボイド事例の内容の写し等）
- （4）薬局が所在する都道府県の薬局機能情報提供制度において「プレアボイド事例の報告・収集に関する取組の有無」が公表されている場合は、その掲載内容の写し（平成 30 年 12 月末までに薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への本登録が行えない場合は「プレアボイド事例の報告・収集に関する取組の有無」が「無」と掲載されていても差し支えない。ただし、この場合、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」の変更の報告を随時行うことが可能な体制を都道府県が整備しているのであれば、機構に事例報告を行った後、変更の報告を行うこと）